

第 2 回「地域における産業保健活動の推進に関する検討会」 会 議 次 第

平成 2 0 年 7 月 7 日（月） 13:00 ～
経済産業省別館 10 階 1020 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 地域における産業保健活動の推進のための具体的な方策について

- ①地域産業保健センター事業の課題
- ②地域におけるメンタルヘルス対策の課題
- ③都道府県産業保健推進センターの課題
- ④地域の各種関係者とのネットワークの課題
- ⑤地域保健との連携の課題

(2) その他

配 布 資 料 一 覧

資料 No. 2 - 1 第 1 回「地域における産業保健活動の推進に関する検討会」議事概要

資料 No. 2 - 2 地域における産業保健活動の課題と論点整理

(参考)

資料 No. 1 - 3 地域における産業保健活動の現状及び課題 (再提出)

第1回「地域における産業保健活動の推進に関する検討会」議事概要

1 日 時 平成20年6月9日（月）15：00～17：00

2 場 所 中央合同庁舎第5号館 6階 共用第8会議室

3 出席者

<メンバー>

石渡、今村、漆原、圓藤、島、高田、中林、北條、矢口（代理：森川）、山崎、輪島

<事務局>

鶴田安全衛生部長、金井労働衛生課長、中屋敷主任衛生専門官、濱本調査官

4 議事概要

(1) 座長選出について

各メンバーの賛同を得て、「高田 勗（北里大学 名誉教授）」を、本検討会の座長に選出した。

(2) 地域における産業保健活動の推進のための具体的な方策について

①地域産業保健センター事業、②地域におけるメンタルヘルス対策、③都道府県産業保健推進センター、④地域の各種関係者とのネットワーク及び⑤地域保健との連携 の5つのテーマについて、自由な意見交換を行った。

なお、それぞれのテーマについて、各メンバーから発言があった主な意見は、次のとおり。

①地域産業保健センター事業の課題

<主な意見>

- ・ 地域産業保健センターの知名度が低い。
- ・ また、地域産業保健センターの存在を知っていても、使い勝手が悪い。
- ・ 地域産業保健センター事業について、そのセンターごとの活動の差が大きい。
- ・ 地域産業保健センターにおける健康相談については、開業医である登録産業医が行っているため、手が回っていない。
- ・ 全国に347カ所にある地域産業保健センターの区域をどう考えるべきか。
- ・ サテライト方式を実施する際の運営基準のようなガイドラインがあった方がよい。
- ・ 地域産業保健センター事業の対象事業場は、大企業の営業所等ではない純粹の小規模事業場に絞った方がよい。（大企業の営業所等は、大企業の本社の産業医がその労働者の健康管理を実施すればよい。）

②地域におけるメンタルヘルス対策の課題

<主な意見>

- ・ 事業場では、メンタルヘルス対策の推進方法がわからないという声が多い。また、メンタルヘルス対策関係の情報の周知が足りないと思う。
- ・ 地域にある社会資源の情報が、事業場に提供されるような仕組みがほしい。
- ・ 地域産業保健センターにおけるメンタルヘルス相談が少ないのは、小規模事業場は家庭的な雰囲気のところが多いからではないか。
- ・ 今回の検討テーマではないかもしれないが、経営者のメンタルヘルスケアも重要となってきた。
- ・ メンタルヘルス対策支援センターの機能を充実してはどうか。また、労働者からのメンタルヘルス相談は、受けられないのか。
→ メンタルヘルス対策支援センターを、将来的にはメンタルヘルス相談関係の拠点（ワン・ストップ・サービス）にできないかと考えている。また、現段階においては、労働者等からのメンタルヘルス相談に対応するというよりも、それぞれの専門機関に繋げる交通整理役を想定している。（事務局）

<宿題>

- ・ メンタルヘルス相談件数の多い地域産業保健センターに対して、相談等において労働者のメンタルヘルス不調が深刻な状況にあることが把握されたケースがあるのか。あるのであれば、どのように精神科医等に繋いだのか。
- ・ 地域産業保健センターにおけるメンタルヘルス相談（3,706人）の事業場の規模別分布がわかれば、ありがたい。

③都道府県産業保健推進センターの課題

<主な意見>

- ・ 地域産業保健センター事業を運営している郡市区医師会又はコーディネーターとの関係から、地域産業保健センターと都道府県産業保健推進センターとの連携がうまくいかないところがある。
→ 労働者健康福祉機構が開催した有識者会議において、
 - ①コーディネーターによる情報交換と交流の機会の提供
 - ②地域産業保健センターの登録産業医に対する情報交換の場と機会の提供
 - ③地域の特性に応じ、研修及び相談事業の地域産業保健センターとの共同開催
 - ④地域相談員を地域産業保健センターの登録産業医の指導・助言のために派遣等の提言がなされており、この点についても、検討していただければありがたい。（事務局）

④地域の各種関係者とのネットワークの課題

<主な意見>

- ・ 地域産業保健センターと労働基準監督署との連携が悪い。(労働基準監督署で把握している、どの事業場でどのような問題があるかという情報について、地域産業保健センターに伝わらないということが、非効率な事業となっている。)
- ・ 地域産業保健センターに登録されている精神科医等は、1,131人かもしれないが、全国に精神科医は、約13,000人いる。
- ・ 産業医と精神科医等とのネットワークは今後重要である。
- ・ 産業医と精神科医等とのネットワークを構築するため、事例検討会(交流会)を開催してはどうか。
- ・ 地域産業保健センターにおける健康相談については、開業医である登録産業医が行っているため、手が回っていない。(再掲)

<宿題>

- ・ 保健師(236人)を活用している地域産業保健センターにおいては、どのような保健師を活用しているのか。
- ・ 看護師を活用している地域産業保健センターはあるのか。
→ 厚生労働省では把握していないので、日本産業衛生学会産業看護部会に聞いてみる。(事務局)
- ・ 保健師がコーディネーターをしている地域産業保健センターにおける登録事業場について、特徴的なことはないのか、調べてほしい。
- ・ 地域産業保健センターに登録されている精神科医等の数が多いところ(例えば、岡山県)は、精神科医等が活用されているのか、調べてほしい。

⑤地域保健との連携の課題

<主な意見>

- ・ 地域にある社会資源の情報が、事業場に提供されるような仕組みがほしい。
(再掲)
- ・ 地域・職域連携推進協議会について、2次医療圏と労働基準監督署の管轄区域が異なるため、協力が得られにくいという話があったが、医療圏と福祉圏の管轄区域も異なっている。
- ・ 地域・職域連携推進協議会の役割を明確にした方がよい。

5 その他

第2回検討会を、平成20年7月7日(月)13:00~15:00

第3回検討会を、平成20年8月6日(水)15:00~17:00

に開催することとした。

以上

地域における産業保健活動の課題と論点整理

1 地域産業保健センター事業の課題

(1) 課題

- ① 健康相談窓口利用者数、個別訪問実施事業場数とも増加してきているものの、平成18年度実績では、それぞれ、1センター当たり、平均213.7人、平均36事業場と活動は未だ少ないこと、地域産業保健センターのことを未だ知らない事業場も多いこと等の状況にあり、それらに対応する必要があるのではないか。
- ② 地域産業保健センターと労働局、労働基準監督署との連携を推進することが必要ではないか。
- ③ 窓口別利用者数について、地域産業保健センター内での人数は減少しているが、サテライト（地域医療機関）、その他（イベント時など）での人数は大幅に増加しており、地域産業保健センターの活動が未だ少ない状況を踏まえると、窓口開設場所、時期などの工夫が必要ではないか。

(2) 第1回検討会での主な意見

- 地域産業保健センター事業について、そのセンターごとの活動の差が大きい。
- 地域産業保健センターの知名度が低い。
- 地域産業保健センターと労働基準監督署との連携が悪い。（労働基準監督署で把握している、どの事業場でどのような問題があるかという情報について、地域産業保健センターに伝わらないということが、非効率な事業となっている。）
- 地域産業保健センターの存在を知っていても、使い勝手が悪い。
- 全国に347カ所にある地域産業保健センターの区域をどう考えるべきか。
- サテライト方式を実施する際の運営基準のようなガイドラインがあった方がよい。

<委員からの追加意見（後日提出されたもの）>

- ・ 産業医マップの作成
- ・ 事業者が集まるイベントを行政・都道府県産業保健推進センターとともに開催
- ・ 登録事業場の何割かは新しくする仕組み（その結果、産業医の嘱託に繋げる）

(3) 論点整理

①地域産業保健センターの知名度の向上（(1)の課題①及び②関係）

- ・ 個々の地域産業保健センターにおいて、商工会議所等地域の事業者団体の協力を得て、事業者に対し、効果的に周知啓発する具体的な手法について
- ・ 労働基準監督署との連携を含め、地域産業保健センター連絡協議会の活用について

→ 第1回検討会において、「地域産業保健センターの知名度が低い。」「地域産業保健センターと労働基準監督署との連携が悪い。」という意見を踏まえ、従来のコーディネーターによるパンフレット配布を中心とした周知広報活動の他、各地域産業保健センターにおいて、労働基準監督署等の行政機関、労働基準協会・商工会等の地域の事業者団体等と連携しながら、例えば、事業者が集まる場の活用、ニーズの把握、キャンペーン活動の開催等、地域産業保健センター連絡協議会において、一層の創意・工夫を検討することとしてはどうか。

→ 委員から提出された追加意見を踏まえ、産業保健情報の提供の一環として、産業医マップの作成・周知を行うことはどうか。

- ・ 全国規模の事業者団体と連携した全国レベルの広報活動について

→ 第1回検討会において、「地域産業保健センターの知名度が低い。」という意見を踏まえ、全国規模の事業者団体と連携して、全国レベルで広報活動を行うことはどうか。また、実施する場合、何か効果的な方法はないか。

②地域産業保健センターの利便性の向上（(1)の課題③関係）

- ・ サテライト方式の積極的活用、夜間・休日窓口の拡大等、実施場所・実施時期の弾力化について

→ 第1回検討会において、「地域産業保健センターの存在を知っていても、使い勝手が悪い。」という意見及びサテライト方式を導入することにより相談者数が増加したというデータを踏まえ、サテライト方式の積極的活用、夜間・休日窓口の拡大等、実施場所・実施時期の弾力化を図ることとしてはどうか。

- ・ サテライト方式を実施する際の運営基準について

→ 第1回検討会において、「サテライト方式を実施する際の運営基準のようなガイドラインがあった方がよい。」との意見を踏まえ、調査した結果、現在、サテライト方式（医療機関における健康相談窓口の設置）については、一般診療との区別を明らかにするため、次の事項に留意するように指導している。

- ア 地域産業保健センター運営協議会等において、あらかじめ窓口の医療機関を選定しておくこと。
- イ 産業医の資格要件を備えた医師が対応すること。
- ウ 利用料は申込者又は相談者からは徴収しないこと。
- エ 相談窓口の医師等は活動状況を地域産業保健センターに適切に報告すること。
- オ 事前に利用者から地域産業保健センターに直接又は相談窓口を通じて申し込みを受けること。

については、上記ア～オを基本として運営基準を定めてはどうか。

2 地域におけるメンタルヘルス対策の課題

(1) 課題

- ① 平成20年度から、一定の基準を満たす相談機関を登録・公表・紹介する機能などを有する「メンタルヘルス対策支援センター」（平成20年度は、都道府県産業保健推進センター内）が設置され、地域におけるメンタルヘルス対策（職域関係）を推進するセンターが、「メンタルヘルス対策支援センター」、「都道府県産業保健推進センター」及び「地域産業保健センター」の3つのセンターの体制となったため、それらの連携や支援体制を明確に位置付けるため、各々の役割分担の明確化やそれらを踏まえた地域におけるメンタルヘルス対策（職域関係）の拠点づくりが必要ではないか。
- ② 面接指導や一般の健康相談、働き盛り層支援事業における相談等において、労働者のメンタルヘルス不調が深刻な状況にあることが把握された場合、適切に、精神科医等に繋げる方策が必要ではないか。
- ③ ①の職域における社会資源と地域障害者職業センター等の社会資源や精神保健福祉センター等の地域保健における社会資源との連携が不十分であり、これらを活性化する必要があるのではないか。
- ④ 地域にある社会資源の種類・数、提供できるサービスについて、サービスを求めている事業場・労働者・家族等が把握しておらず、それにより、必要なサービスが提供されていないのではないか。

(2) 第1回検討会での主な意見

- メンタルヘルス対策支援センターの機能を充実してはどうか。また、労働者からのメンタルヘルス相談は、受けられないのか。
- 事業場では、メンタルヘルス対策の推進方法がわからないという声が多い。また、メンタルヘルス対策関係の情報の周知が足りないと思う。
- 地域にある社会資源の情報が事業場に提供されるような仕組みがほしい。

(3) 論点整理

①メンタルヘルス対策（職域関係）の拠点づくり（(1)の課題①及び②関係）

- ・ 都道府県産業保健推進センターとも連携を図りつつ、メンタルヘルス対策支援センターを、メンタルヘルス対策（職域関係）の拠点とすることについて

→ このような方向性でよいか。

→ また、第1回検討会での意見を踏まえ、50人以上の事業場における産業医等産業保健関係者に対する相談・研修等については、引き続き、都道府県産業保健推進センターで実施し、メンタルヘルス対策支援センターは、メンタルヘルス相談関係の拠点（ワン・ストップ・サービス）として、地域にある社会資源の種類・数、提供できるサービスについて、サービスを求めている事業場・労働者・家族等が情報を手軽に入手できるように、「地域における産業保健活動の推進体制図（イメージ）」の体制構築を進めてみてはどうか。

②地域における社会資源の情報の一元化及び提供体制（(1)の課題③及び④関係）

→ これについても、「地域における産業保健活動の推進体制図（イメージ）」の体制構築で対応してはどうか。

<第1回検討会での宿題について>

- ・ 地域産業保健センターにおけるメンタルヘルス相談（3,706人）の事業場の規模別分布がわかれば、ありがたい。

→ 50人未満の事業場に所属する者からのメンタルヘルス相談としか、わからない。

- ・ メンタルヘルス相談件数の多い地域産業保健センターに対して、相談等において労働者のメンタルヘルス不調が深刻な状況にあることが把握されたケースがあるのか。あるのであれば、どのように精神科医等に繋いだのか。

→ 現在、調査途中であるが、回答があったメンタルヘルス相談件数の多い地域産業保健センター（3センター）の回答を見ると、

① メンタルヘルス相談件数のうち、他の機関へ紹介したものは、約10%

② 上記の「他の機関」とは、医師会会員の精神科医（当該医師とは定期的又は不定期に会合を開催）がほとんどで、ごく一部、保健所等を紹介（具体的には、精神科医へ行くことに抵抗がある者に対して、臨床心理士、カウンセラー等を紹介）。

3 都道府県産業保健推進センターの課題

(1) 課題

- ① 都道府県産業保健推進センターにおける域内の地域産業保健センターの活動に対する支援を充実することが必要ではないか。
- ② 地域における産業保健活動の拠点としての役割を明確にする必要があるのではないか。

(2) 第1回検討会での主な意見

- 地域産業保健センター事業を運営している郡市区医師会又はコーディネーターとの関係から、地域産業保健センターと都道府県産業保健推進センターとの連携がうまくいかないところがある。
- 労働者健康福祉機構が開催した有識者会議において、
 - ① コーディネーターによる情報交換と交流の機会の提供
 - ② 地域産業保健センターの登録産業医に対する情報交換の場と機会の提供
 - ③ 地域の特性に応じ、研修及び相談事業の地域産業保健センターとの共同開催
 - ④ 地域相談員を地域産業保健センターの登録産業医の指導・助言のために派遣等の提言がなされており、この点についても、検討願いたい。

(3) 論点整理

① 産業保健推進センターの地域産業保健センターに対する支援充実（(1)の課題①及び②関係）

→ 例えば、労働者健康福祉機構が開催した有識者会議が提言した、次のような支援の充実を図ることはどうか。

- ① コーディネーターによる情報交換と交流の機会の提供
- ② 地域産業保健センターの登録産業医に対する情報交換の場と機会の提供
- ③ 地域の特性に応じ、研修及び相談事業の地域産業保健センターとの共同開催
- ④ 地域相談員を地域産業保健センターの登録産業医の指導・助言のために派遣

→ これらの活動及び広報活動を通じて、都道府県産業保健推進センターは、地域における産業保健活動の拠点としての役割を果たすことができるのではないか。

4 地域の各種関係者とのネットワークの課題

(1) 課題

- ① 平成17年度～平成19年度の間、産業医に対して過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修を、精神科医等に対して産業保健に関する研修を実施してきており、それぞれ、11,460人、1,646人（うち、精神科医等に対する産業保健に関する研修受講者のうち、その情報提供に同意した者については、地域産業保健センターに登録：1,131人が登録）修了しているため、引き続き、研修を実施するとともに、今後は、産業医と精神科医等とのネットワークの強化に努める必要があるのではないか。
- ② 地域産業保健センターにおける保健師の活用実績が少ないので、保健師等産業保健スタッフの積極的な活用を図る必要があるのではないか。
- ③ 産業保健について習熟している専属産業医と臨床医としても活動する嘱託産業医の連携を考える必要があるのではないか。

(2) 第1回検討会での主な意見

- 地域産業保健センターに登録されている精神科医等は、1,131人かもしれないが、全国に精神科医は、約13,000人いる。
- 産業医と精神科医等とのネットワークは今後重要である。
- 産業医と精神科医等とのネットワークを構築するため、事例検討会（交流会）を開催してはどうか。
- 地域産業保健センターにおける健康相談については、開業医である登録産業医が行っているため、手が回っていない。

(3) 論点整理

①産業医と精神科医等とのネットワークの強化（（1）の課題①関係）

- ・ 産業医と精神科医等とのネットワークを強化するための具体的な方策について
→ 第1回検討会において、「産業医と精神科医等とのネットワークを構築するため、事例検討会（交流会）を開催してはどうか。」との意見を踏まえ、メンタルヘルス対策支援センターにおいて、事例検討会（交流会）を開催することとしては、どうか。

※事例検討会（交流会）のイメージ

地域における、産業医、精神科医、事業場の産業保健スタッフ、事業場外資源等が一堂に参集して、メンタルヘルスケア推進についての問題点等を提起し合い、参加者で意見を交換する。

その上で、概ね合意できるその地域における運用方法については活用し、課題については勉強会を発足させる等、地域に応じた連携を模索する。

また、これら意見交換で出された意見等については、集約したうえで、好事例等を取りまとめ、水平展開を図る。

②保健師等産業保健スタッフとの連携（（1）の課題②関係）

・ 保健師等産業保健スタッフの活用と密接な連携について

- 第1回検討会において、「地域産業保健センターにおける健康相談については、開業医である登録産業医が行っているため、手が回っていない。」との意見を踏まえ、登録産業医の活用が困難であり、かつ、必ずしも産業医でなくても活動が可能な場合については、保健師、一定の知識を有する看護師等の活用を図ることとし、その具体的方策を考えてはどうか。

<第1回検討会での宿題について>

- ・ 地域産業保健センターに登録されている精神科医等の数が多いところ（例えば、岡山県）は、精神科医等が活用されているのか、調べてほしい。
 - 岡山県における精神科医等の登録数は、66人と東京都と同数であるが、岡山県内の地域産業保健センターにおけるメンタルヘルス相談の総件数は、28人/年と東京都内の地域産業保健センターにおけるメンタルヘルス相談の総件数 486人/年の約6%と、必ずしも、登録精神科医等の数とメンタルヘルス相談件数とは関連がない状況である。
- ・ 保健師がコーディネーターをしている地域産業保健センターにおける登録事業場について、特徴的なことはないのか、調べてほしい。
 - 保健師がコーディネーターをしている地域産業保健センターは、10センターあり、そのうち、5センターについて調査中（回答が未返送）。
- ・ 保健師（236人）を活用している地域産業保健センターにおいては、どのような保健師を活用しているのか。
 - 現在、調査途中であるが、地域産業保健センター（3センター）の回答を見ると、
 - ① 医師会病院、健診センター等の医師会職員である保健師を確保
 - ② 当該保健師には、
 - ・ 健康相談窓口開設時や個別訪問指導時に産業医と一緒に同席し、保健指導を実施
 - ・ 健康相談窓口開設時以外や個別訪問指導時以外の必要な時に担当（産業医は、開業医であり、多忙のため、臨時には対応困難。）
- ・ 看護師を活用している地域産業保健センターはあるのか。
 - 厚生労働省では把握していない。このため、日本産業衛生学会産業看護部会に聞いてみたところ、「現在活動している産業看護職は少ないのが実態」とのことであった。（なお、日本看護協会が発行している看護関係統計資料集によると、工場・事業所に勤務する看護職数は、8,738人（うち、保健師数 2,556人）とのこと。）

④専属産業医と嘱託産業医との連携（（1）の課題③関係）

- 今後、関係者の意見を聞いてみてはどうか。

5 地域保健との連携の課題（地域・職域連携推進協議会の活用促進）

(1) 課題

- ① 職域関係者のメンバーは労働行政関係者にとどまり、事業者の参加が少ないことが指摘されている。（具体的には、どこに声をかけてよいかわからない、事業者の情報が少ない。）
- ② 2次医療圏と労働基準監督署の管轄区域が異なるため、複数の2次医療圏協議会に労働基準監督署が参画をしなければならず、協力が得られにくいことが指摘されている。
- ③ 職域関係者との連携については、関係者の連携事業のメリット等について明確化されていないことから、都道府県や2次医療圏での具体的な連携事業の取組が進んでいないことが指摘されている。
（指摘内容は平成18年度地域・職域連携支援検討会報告書から抜粋）

(2) 第1回検討会での主な意見

- 地域・職域連携推進協議会について、2次医療圏と労働基準監督署の管轄区域が異なるため、協力が得られにくいという話があったが、医療圏と福祉圏の管轄区域も異なっている。
- 地域・職域連携推進協議会の役割を明確にした方がよい。

(3) 論点整理

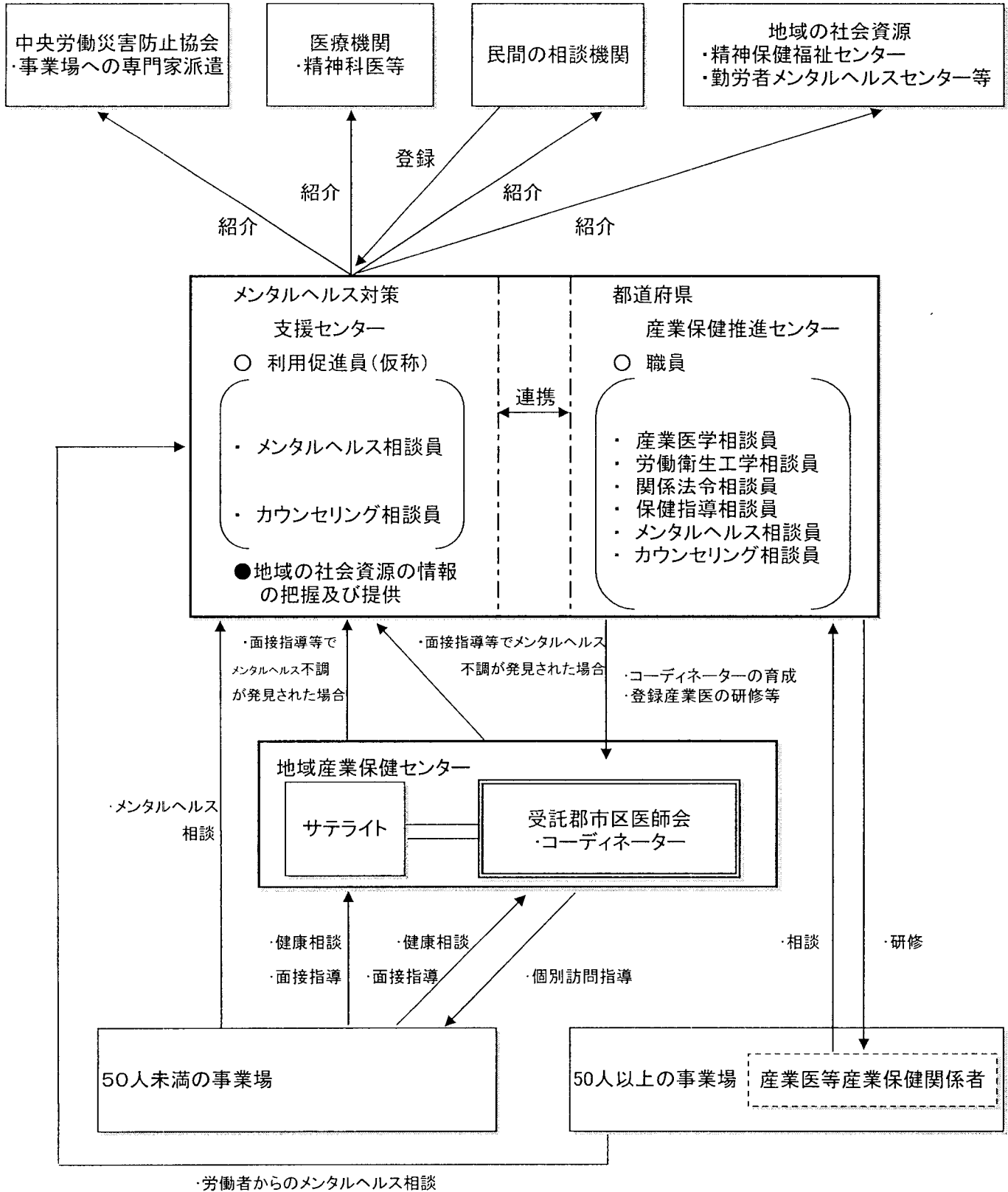
①地域・職域連携推進協議会の活用促進（(1)の課題①及び③関係）

・ 地域・職域連携推進協議会の活用促進について

- 地域・職域連携推進協議会の運営等に関し、事業者団体等の協力を求めることが必要ではないか。

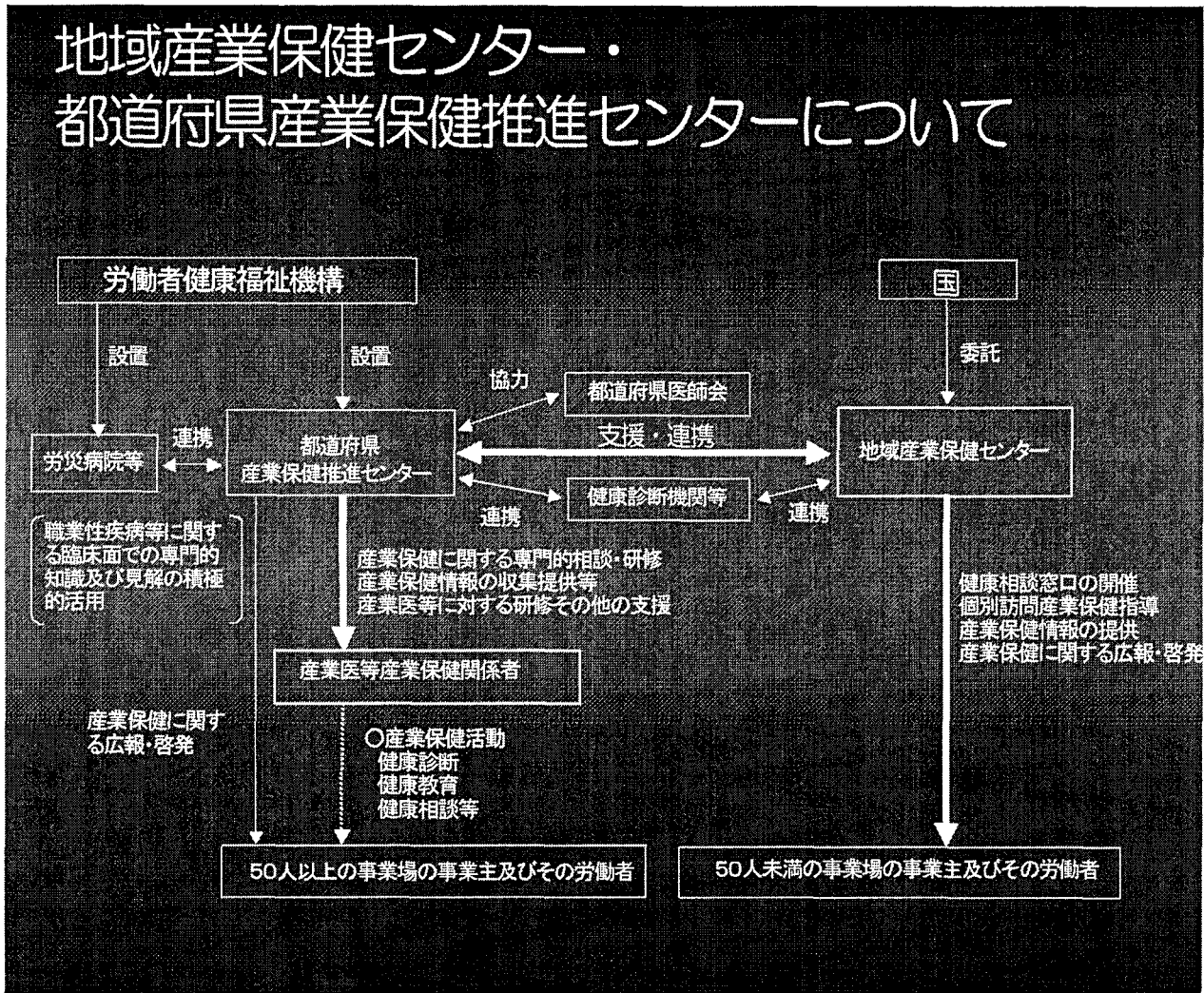
- 「平成18年度地域・職域連携支援検討会報告書」において指摘されたもののうち、事業者の参加促進や連携事業のメリット等の明示について、具体的に示していく必要があるのではないか。

地域における産業保健活動の推進体制図(イメージ)



地域における産業保健活動の現状及び課題

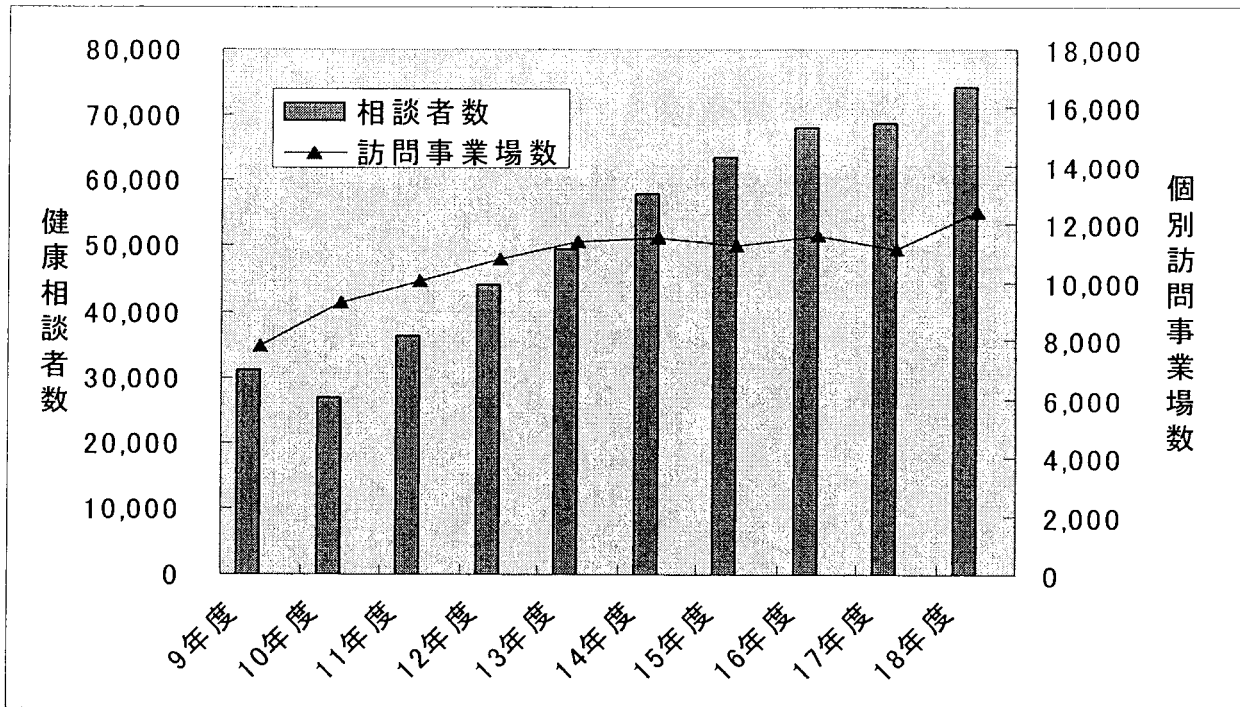
1 地域産業保健センター及び都道府県産業保健推進センターの関係



2 地域産業保健センター事業の現状と課題

(1) 現状（平成18年度の地域産業保健センター事業実績）

相談件数、訪問事業場数推移グラフ



ア 地域産業保健センターの状況

- (ア) 地域産業保健センター数 347カ所
- (イ) 拡充センター数 ((ア)の内数) 87カ所

イ 健康相談窓口

※通常センターでは週1回程度、拡充センターでは週複数回、健康相談窓口を開設

- (ア) 健康相談窓口実施回数 24,311回
- (イ) 健康相談窓口利用者延べ人数 74,169人 (1センター当たり、平均 213.7人)
- (ウ) 窓口別利用者数

	地域産業保健センター内	サテライト (地域医療機関)	その他 (イベント時など)
平成18年度	38,453人	13,630人	22,086人
平成17年度	39,444人	11,596人	17,774人
増減	△ 991人 (2.5%減)	2,034人 (17.5%増)	4,312人 (24.2%増)

(エ) サテライト方式の導入による相談者数の増加

平成 18 年度導入（東京都区部及び大阪市）の地域産業保健センターの相談者数

	17 年度	18 年度	増加率
東京都区部（ 13 センター）	3, 061 人	3, 489 人	14.0 %
大阪市（ 6 センター）	945 人	1, 268 人	34.2 %
合 計	4, 006 人	4, 757 人	18.7 %

※サテライト方式による相談を実施した効果が見られる

ウ 個別訪問指導

(ア) 登録事業場数 48,970 事業場

(イ) 個別訪問実施事業場数 12,455 事業場（1センター当たり、平均 36 事業場）

エ 周知広報活動

(ア) 説明会実施回数 1,832 回（1センター当たり、平均 5.3 回）

(イ) コーディネーターによる周知広報活動

事業場訪問 39,627 回（1センター当たり、平均 114.2 回）

パンフレット配布 188,192 枚（1センター当たり、平均 542.3 枚）

電話による周知 37,099 回（1センター当たり、平均 106.9 回）

オ 地域産業保健センターの知名度

総務省の調査によると、調査対象小規模事業場 160 事業場中 87 事業場(54.4 %)が地域産業保健センターを知らないと回答したとのこと。

(2) 課題

- ① 健康相談窓口利用者数、個別訪問実施事業場数とも増加してきているものの、平成 18 年度実績では、それぞれ、1センター当たり、平均 213.7 人、平均 36 事業場と活動は未だ少ないこと、地域産業保健センターのことを未だ知らない事業場も多いこと等の状況にあり、それらに対応する必要があるのではないか。
- ② 窓口別利用者数について、地域産業保健センター内での人数は減少しているが、サテライト（地域医療機関）、その他（イベント時など）での人数は大幅に増加しており、地域産業保健センターの活動が未だ少ない状況を踏まえると、窓口開設場所、時期などの工夫が必要ではないか。

<参考>

<産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書（12 ページ）>

事業者の理解が十分でないために、労働者に産業保健サービスが十分に提供されていない場合もあることから、国、都道府県産業保健推進センター等と連携し、商工会、中小企業組合等の事業者団体から事業者に対し、産業保健サービスの重要性等について周知啓発を行うことが必要である。

<産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書（12ページ）>

これまで、地域産業保健センターにおいては、小規模事業場における労働衛生水準の改善のために、郡市区医師会等関係者の努力により様々な取り組みが行われてきたところであるが、今後とも、地域産業保健センターが地域の産業医とも連携をとりつつ、地域のニーズ、特性に応じ、一層効率的に運用されることが期待される。例えば、面接指導等の窓口が地域産業保健センターに設置されるものだけでは、窓口に至るまでの地理的・時間的制約は少なくないため、地域産業保健センター以外の場所（医療機関等）に相談窓口を設置する、いわゆるサテライト方式の拡大も考えられるほか、地域産業保健センターの医師等が事業場を訪問し、面接指導等を行う方式も考えられる。

3 地域におけるメンタルヘルス対策の現状と課題

(1) 現状

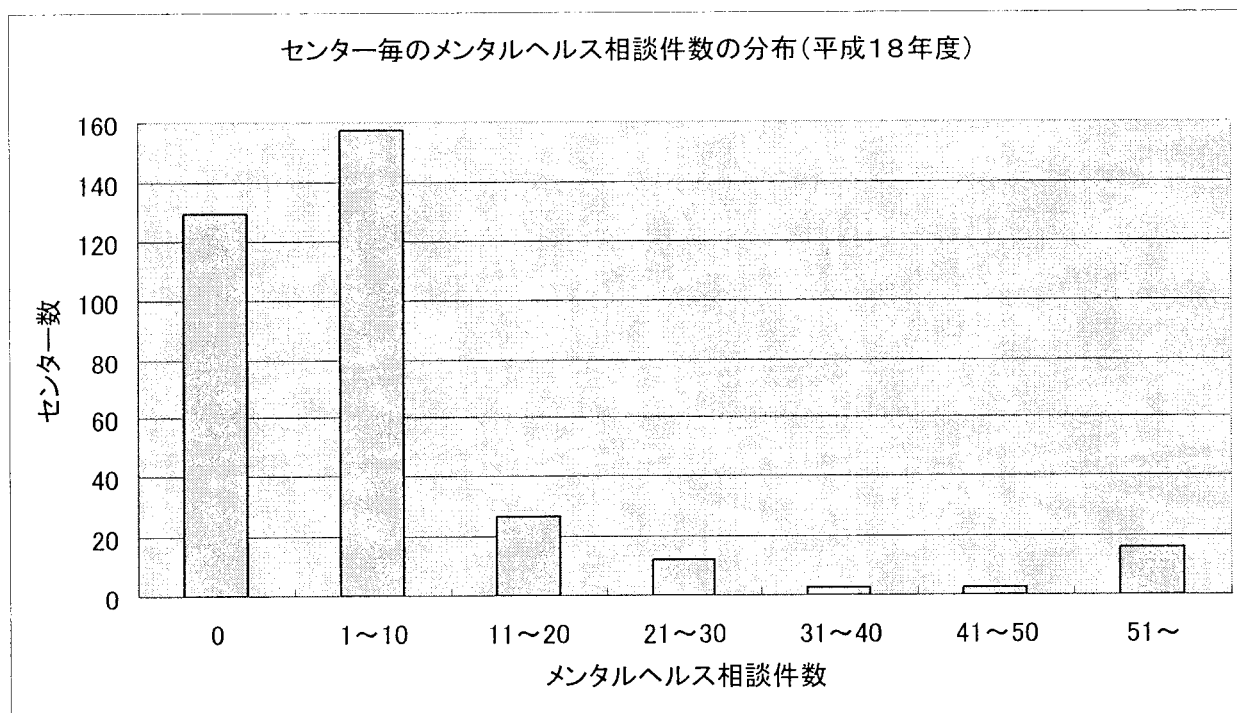
ア 地域産業保健センターにおける実施体制

〔「地域産業保健センターにおける産業医登録数」及び「精神科医等のための産業保健研修会」(平成17年度～平成19年度)修了者の登録数の状況 参照〕

産業医登録数 31,042人 (1センター当たり、平均89.5人)
うち、精神科医等登録数 1,131人 (1センター当たり、平均3.3人)

イ 地域産業保健センターにおける健康相談人数 (平成18年度)

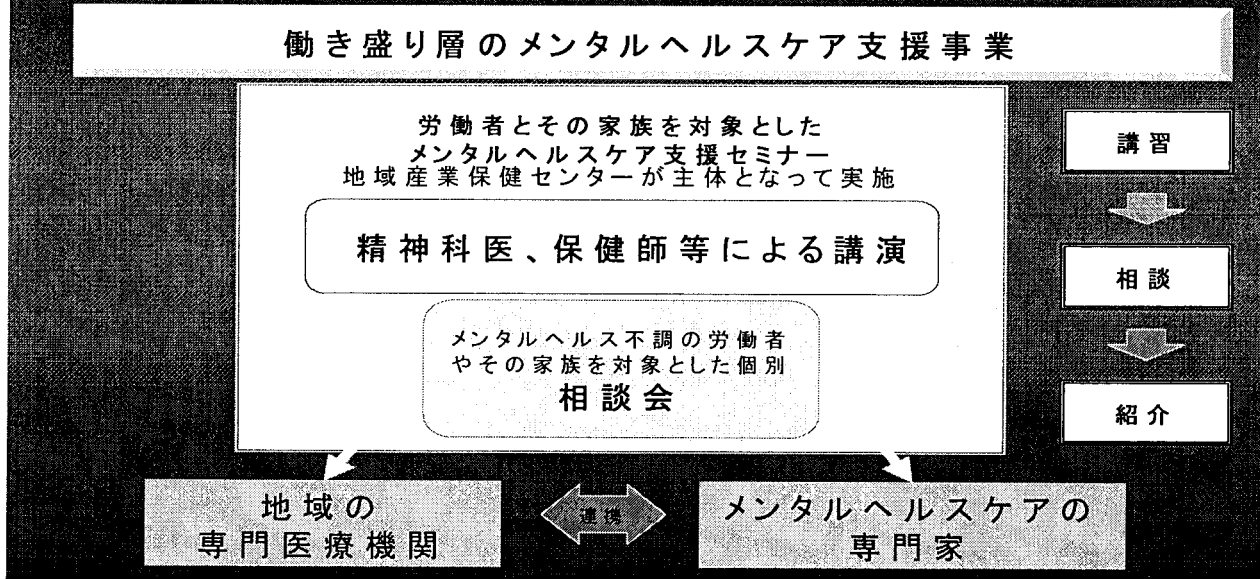
74,169人 (1センター当たり、平均213.7人/年)
うち、メンタルヘルス相談 3,706人 (1センター当たり、平均10.7人/年)
(労働者による相談 2,945人(79.5%))
0～10人のセンターが286センターで、全体の82.4% (下図参照)



ウ 働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業の実施状況 (平成18年度)

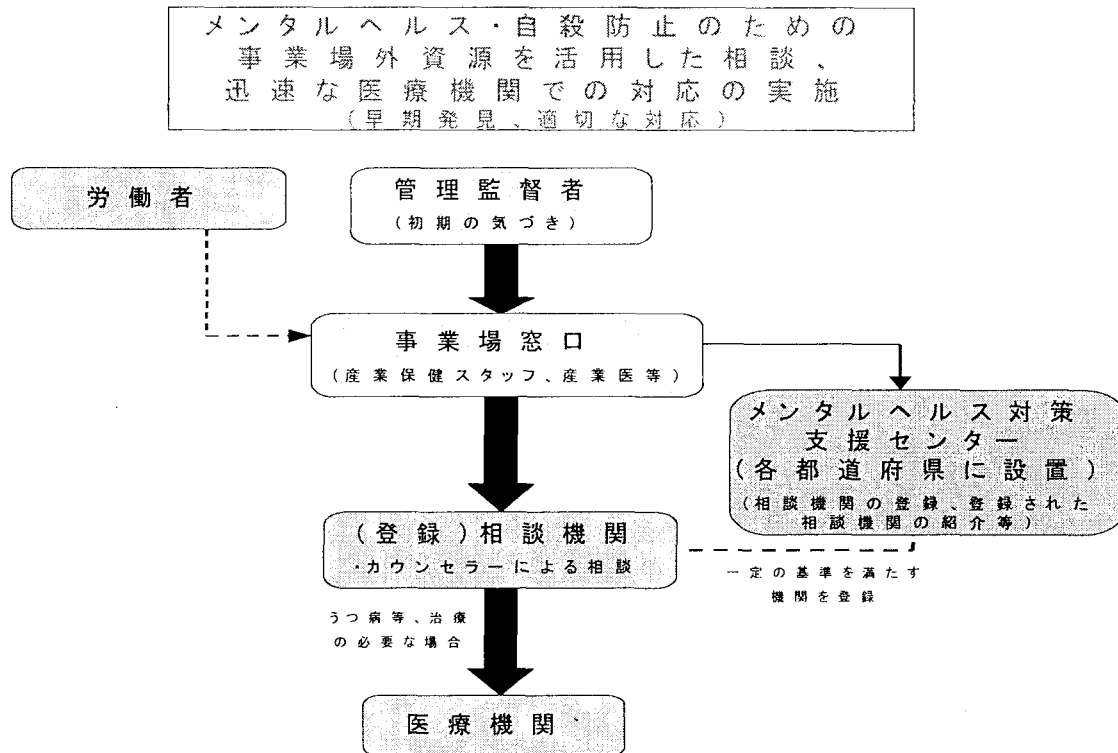
セミナー 200回開催で 9,469人参加 (1回当たり、平均47.3人)
個別相談会 220回開催で、459人参加 (1回当たり、平均2.1人)

労働者の家族を含めたメンタルヘルス 相談実施体制の整備



(2) 課題

- ① 平成20年度から、一定の基準を満たす相談機関を登録・公表・紹介する機能などを有する「メンタルヘルス対策支援センター」（平成20年度は、都道府県産業保健推進センター内）が設置され、地域におけるメンタルヘルス対策（職域関係）を推進するセンターが、「メンタルヘルス対策支援センター」、「都道府県産業保健推進センター」及び「地域産業保健センター」の3つのセンターの体制となったため、それらの連携や支援体制を明確に位置付けるため、各々の役割分担の明確化やそれらを踏まえた地域におけるメンタルヘルス対策（職域関係）の拠点づくりが必要ではないか。
- ② ①の職域における社会資源と地域障害者職業センター等の社会資源や精神保健福祉センター等の地域保健における社会資源との連携が不十分であり、これらを活性化する必要があるのではないか。（→「地域保健との連携の現状と課題」において検討願います。）
- ③ 面接指導や一般の健康相談、働き盛り層支援事業における相談等において、労働者のメンタルヘルス不調が深刻な状況にあることが把握された場合、適切に、精神科医等に繋げる方策が必要ではないか。
- ④ メンタルヘルス対策において、産業医と精神科医等とのネットワークを強化することが必要ではないか。（→「地域の各種関係者とのネットワークの現状と課題」において検討願います。）



＜参考＞

＜産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書（9ページ）＞

さらに、今後とも、(中略)より効果のあるメンタルヘルス対策について検討していくことが必要である。

＜産業保健活動の推進のあり方に関する有識者会議報告書（11ページ）＞

推進センター（都道府県産業保健推進センター）に対する相談件数は年々増加している。相談は、産業保健スタッフのうち労務管理担当者からのものが最も多いが、労働者からの相談も多く、このうち、特にメンタルヘルスに関する相談が増加している。(中略)特に個別のメンタルヘルス不調者に関する相談では、対象となる労働者の状況について専門家の判断がない限り、相談窓口として機能しない。このため、例えば、労働者からの直接の相談に応じることをPRし、積極的に対応する。

＜産業保健活動の推進のあり方に関する有識者会議報告書（12ページ）＞

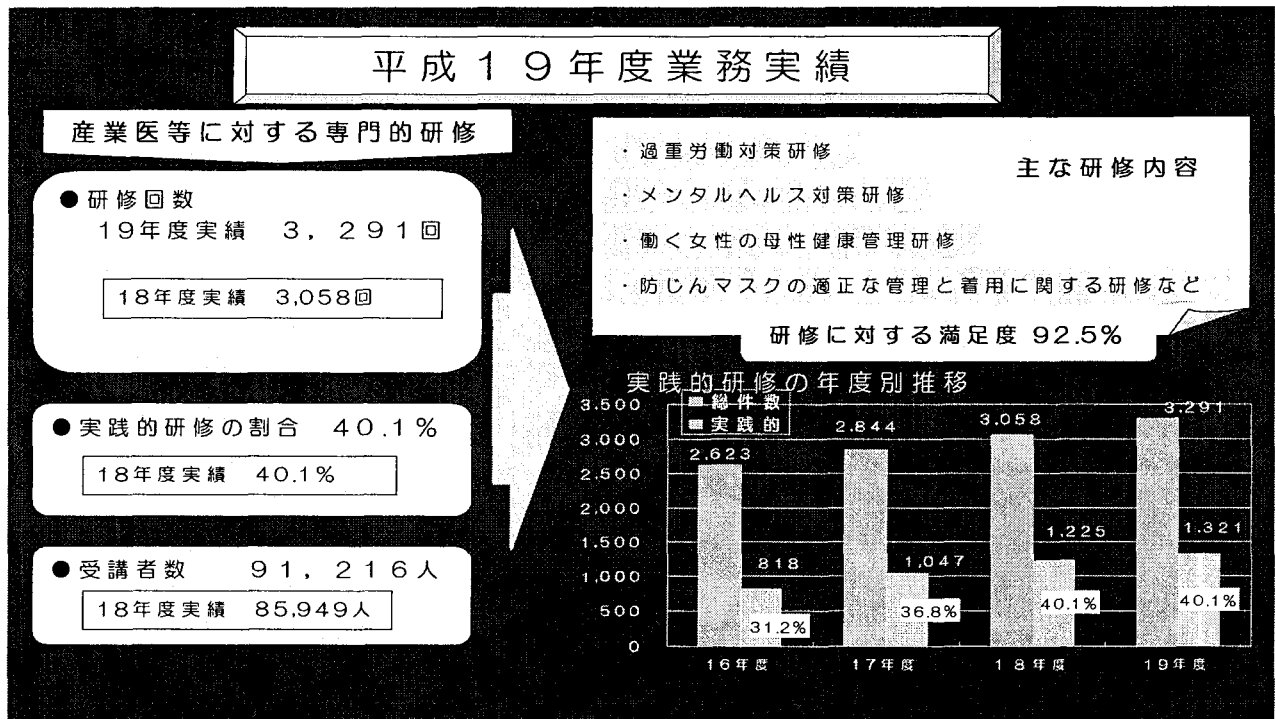
推進センターはそれぞれの地域事情に応じ、都道府県精神福祉協議会、都道府県医師会産業保健部会、日本精神科診療所協会・日本精神科病院協会の各支部、労働局、都道府県の精神保健担当部局等との連携のもと、地域における産業医と精神科医とのネットワークを構築し、交流の場と機会を提供する必要がある。

4 都道府県産業保健推進センターの現状と課題

(1) 現状

ア 事業場の産業保健関係者への支援

① 研修の開催



② 情報の収集・提供（情報誌・パンフレット等の配布、図書・ビデオの貸出、ホームページ・メールマガジンによる情報発信、調査研究）

③ 相談対応

各推進センターに、6分野の専門家（産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導）で構成される産業保健相談員（非常勤）を配置（全1,296人）

産業医等に対する相談対応件数

● 相談件数

19年度実績 13,725件
(うちメンタルヘルス 3,129件)

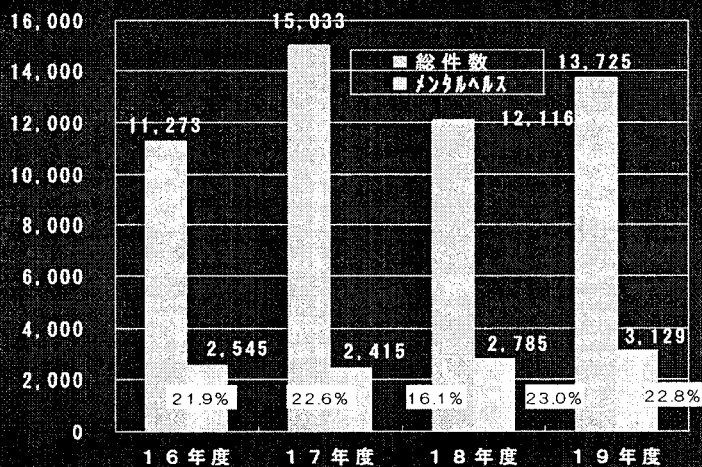
18年度実績 12,116件
(うちメンタルヘルス 2,785件)

● 面談による相談件数

19年度実績 5,033件
相談全体の 36.7%

相談に対する満足度 98.3%

相談件数（総件数・メンタルヘルス件数）



※ 17年度はアスベストによる相談の増

④ 広報、啓発（事業主セミナー）

⑤ 事業者団体等への支援（研修講師の派遣・斡旋、研修器材の貸与）

イ 助成金の支給

- ・小規模事業場産業保健活動支援促進助成金、自発的健康診断受診支援助成金

ウ 地域産業保健センターへの支援

① 地域産業保健センターのコーディネーターに対する研修の開催

地域産業保健センターの活性化のためには、コーディネーターの資質の向上が必要であることから、推進センターが主催して、コーディネーター研修を開催している。（平成19年度 79回開催 参加者860人）

② 地域産業保健センターの登録産業医に対する研修の開催

地域産業保健センターに登録されている登録産業医の資質向上のために、登録医研修を開催している。（平成19年度 83回開催）

③ 地域産業保健センター運営協議会等への出席

推進センターの職員が、地域産業保健センター運営協議会に出席して、小規模事業場に対する産業保健活動支援に関する協議、支援等を行っている。
（平成19年度 434回出席）

④ その他、地域産業保健センターのコーディネーター等からの問合せに対し、推進センターの産業保健相談員等が専門的立場から対応している。

(2) 課題

- ① 都道府県産業保健推進センターにおける域内の地域産業保健センターの活動に対する支援を充実することが必要ではないか。
- ② 地域における産業保健活動の拠点としての役割を明確にする必要があるのではないか。

<参考>

<小規模事業場における健康確保方策の在り方に関する検討会報告書（7ページ）>
産業保健推進センターと地域産業保健センターとの連携の推進により、産業保健に新たに求められるニーズに即応した活動が可能となり、さらには業務の効率化が図られることが期待されることから、今後、両センターがそれぞれの機能の整合性を図り、各地域の産業保健活動を推進していくことが必要である。

<産業保健委員会答申（20ページ）>

小規模事業場における対策は、地域産業保健センターが中心となって、都道府県産業保健推進センター、中央労働災害防止協会、労災病院勤労者予防医療センター等の事業場外資源の支援を受けながら推進されることが望ましい。

<産業保健活動の推進のあり方に関する有識者会議報告書（10ページ）>

以下のような方策により、両センター（地域産業保健センター及び都道府県産業保健推進センター）の連携を強化するための取り組みが必要である。

- ・ 地域センター（地域産業保健センター）活動の好事例や活動のノウハウを共有するため、コーディネーターによる情報交換と交流の機会を提供する。これに先立って、各労働局から地域センターに対する参加勧奨が必要。
- ・ 推進センターが実施しているコーディネーター初任時研修の経験を踏まえ、個別事業場へのアプローチなどコーディネーター活動に求められる要件を明らかにし、その要件に適った人材を確保するよう国に働きかける。
- ・ 地域センターの登録産業医に対して情報交換の場と機会を提供する。
- ・ 地域の特性に応じ、研修及び相談事業を共同開催する。
- ・ 推進センターの地域相談員を登録産業医の指導・助言のため地域センターへ派遣する。
- ・ 地域センターとの連携に係る好事例を示し、全国の推進センターでの展開を図る。

5 地域の各種関係者とのネットワークの現状と課題

(1) 現状

〔「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」及び「精神科医等のための産業保健研修会」(平成17年度～平成19年度)実施状況〕参照

ア 産業医に対する過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会の実施

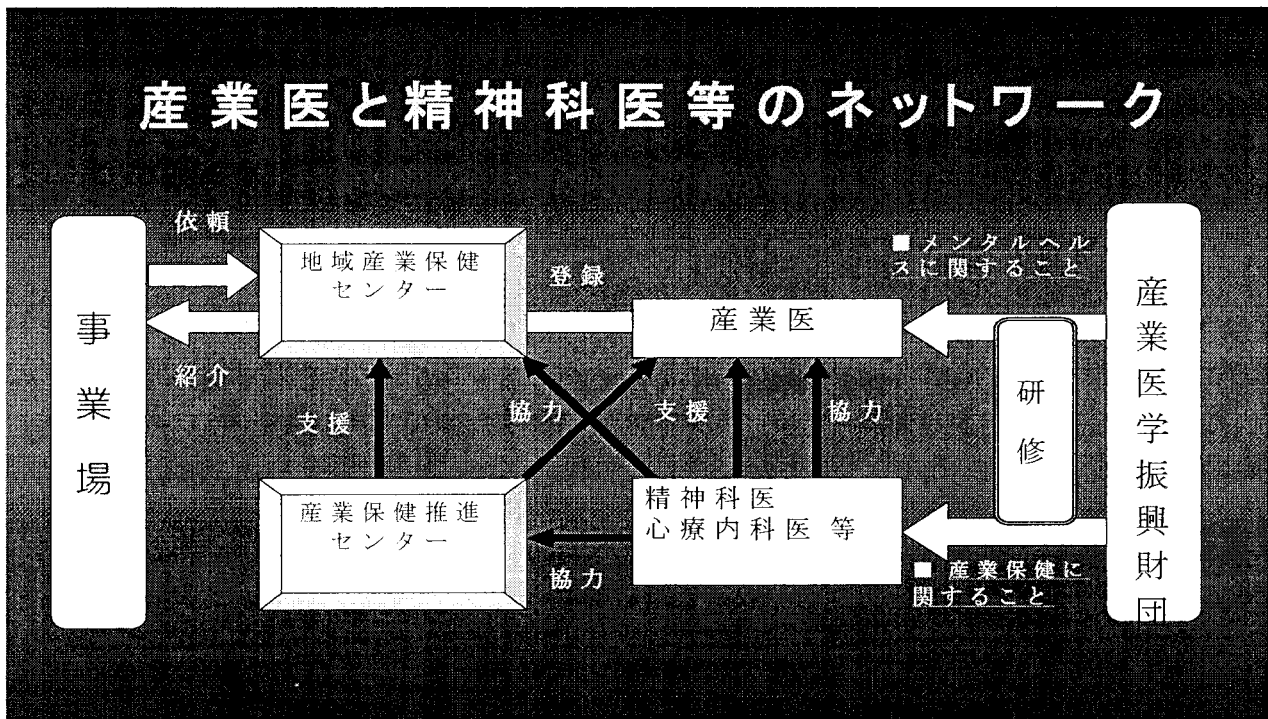
平成17年度～平成19年度において、11,460人修了

イ 精神科医等に対する産業保健に関する研修会の実施

研修受講者のうち、その情報提供に同意した者については、地域産業保健センターに登録。

平成17年度～平成19年度において、1,646人修了

うち、1,131人が登録



ウ 地域産業保健センターにおける保健師の活用実績

平成18年度における保健師の活用 236人(1センター当たり、平均0.7人)

エ 日本医師会認定産業医の状況(平成20年5月現在、別紙参照)

全国で、74,310人

なお、産業医を選任する義務のある50人以上の規模の事業所数は全国で約14万事業所(総務省「事業所・企業統計調査」(平成16年))

(2) 課題

- ① 平成 17 年度～平成 19 年度の間、産業医に対して過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修を、精神科医等に対して産業保健に関する研修を実施してきており、それぞれ、11,460 人、1,646 人（うち、精神科医等に対する産業保健に関する研修受講者のうち、その情報提供に同意した者については、地域産業保健センターに登録：1,131 人が登録）修了しているの、引き続き、研修を実施するとともに、今後は、産業医と精神科医等とのネットワークの強化に努める必要があるのではないか。
- ② 地域産業保健センターにおける保健師の活用実績が少ないので、保健師等産業保健スタッフの積極的な活用を図る必要があるのではないか。
- ③ 産業保健について習熟している専属産業医と臨床医としても活動する嘱託産業医の連携を考える必要があるのではないか。

<参考>

ア 共通

<産業保健委員会答申（15 ページ）>

就業者のメンタルヘルス対策を推進するうえで、（1）産業医と事業場外資源の医師との連携、（2）産業医と看護職・心理専門職との連携、（3）地域保健と産業保健の連携を図るための具体的な方法についてのガイドラインを作成する必要がある。

イ 産業医と精神科医等とのネットワークの強化関係

<産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書（15 ページ）>

職場で生ずる種々の疾病や健康確保上の問題について、ケースによっては早期に臨床医による対応の必要があることなどから、産業医と臨床医の連携が確保されることが必要である。

例えば、メンタルヘルス対策に関しては、臨床精神科医との連携が十分とれていないとの回答が4割を超えているという調査（産業医科大学）がある。

<産業保健委員会答申（15 ページ）>

日頃から、産業医は、自らうつ病や自殺対策について理解を深めておくとともに、精神科医、心療内科医等のメンタルヘルスに関わる医師、医療関係者とのネットワークづくりをしておく必要がある。

ウ 産業医と保健師等産業保健スタッフとの連携関係

<産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書（15 ページ）>

事業場における産業保健サービスの実施には、産業医が保健師等の産業保健スタッフと連携して活動する必要がある。特に今後対応を進めていく必要のあるメンタルヘルス対策においては、保健師や産業カウンセラーなどが産業医と協力しながら相談に対応するなど専門スタッフとの連携が極めて重要である。

今後、スタッフの専門性を育てつつ、積極的な活用を図るとともに、密接に連携を図っていくことが期待される。

＜小規模事業場における健康確保方策の在り方に関する検討会報告書（6ページ）＞
健康診断結果に基づく保健指導の充実を図るため、保健婦・士を積極的に活用する必要がある。（中略）そのため、地域産業保健センターや地域の保健婦・士等の活用促進についての支援策について検討する必要がある。

＜産業保健委員会答申（17ページ）＞

また、メンタルヘルス対策を担う専門職として、産業カウンセラー、精神保健福祉士の活用を検討する必要がある。

エ 専属産業医と嘱託産業医の連携関係

＜産業医・産業医科大学のあり方に関する検討会報告書（15ページ）＞

地域産業保健センター、地域の医師会等を核として、産業保健について習熟している専属産業医と臨床医としても活動する嘱託産業医の連携等産業医間のネットワークを構築することにより、その両者の特性を活かし産業保健サービスの質の向上を図ることが期待される。

6 地域保健との連携の現状と課題

(1) メンタルヘルス、自殺対策に係る地域の社会資源

ア 現状

メンタルヘルス・自殺対策に関する主な地域の社会資源には、以下のものが挙げられる。なお、社会資源ごとに提供できるサービスの種類（例：一次予防、二次予防、三次予防等）は異なる。

- ① 医療機関（病院、診療所）（日精協会員 1,215、日精診会員 1,469）
- ② 医療機関併設のメンタルヘルス対策支援機関
（労災病院勤労者予防医療センター・勤労者予防医療部（32）、勤労者メンタルヘルスセンター（13）、など）
- ③ 精神保健福祉センター（66）
- ④ 保健所（571）
- ⑤ 健診機関
- ⑥ 民間有料相談機関
- ⑦ 民間無料相談機関（いのちの電話、NPO法人など）
- ⑧ 健康保険組合（健康保険組合連合会会員 1,502 など）

イ 課題

- ① 職域の社会資源と地域の社会資源の連携が十分に図られておらず、それへの対応が必要ではないか。
- ② 地域にある社会資源の種類・数、提供できるサービスについて、サービスを求めている事業場・労働者・家族等が把握しておらず、それにより、必要なサービスが提供されていないのではないか。

(2) 地域・職域連携推進協議会の活用促進

ア 現状

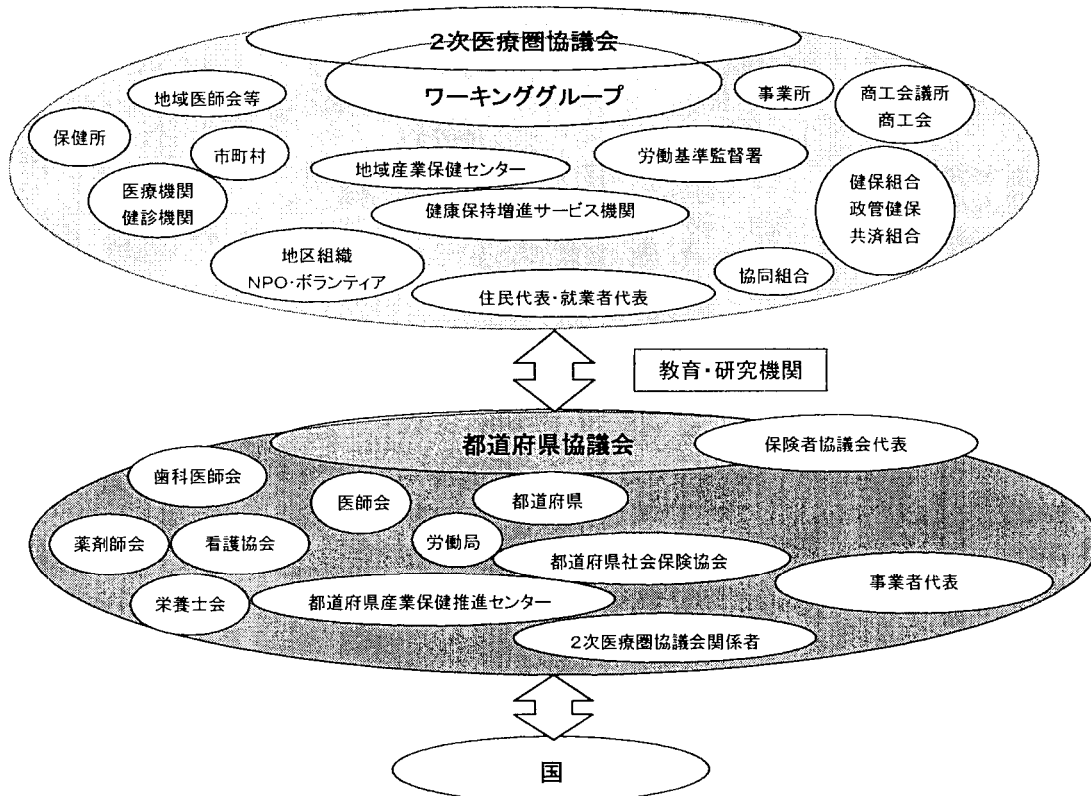
① 位置づけ

- ・ 地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進のため、関係機関等から構成される協議会としての位置づけがなされている。
- ・ 地域・職域連携推進協議会は、都道府県及び2次医療圏を単位として設置し、地域・職域連携共同事業の企画・実施・評価等において中核的役割を果たしている。

② 目的と役割

都道府県協議会	2次医療圏協議会
<ul style="list-style-type: none"> ○各関係者（医療保険者、市町村衛生部門、事業者、関係団体等）の実施している保険事業等の情報交換、分析及び第三者評価 ○都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議 ○各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施 ○事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討 ○協議会の取組の広報、啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○2次医療圏固有の健康課題の明確化 ○共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進 ○健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等の実施 ○健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整 ○健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換、方策の協議、調整 ○具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報 ○圏域の市町村、事業所への支援 ○協議会の取組の広報、啓発

③ 構成メンバー



④ 実績

平成18年3月31日現在、都道府県協議会は43カ所、2次医療圏協議会は194カ所設置。

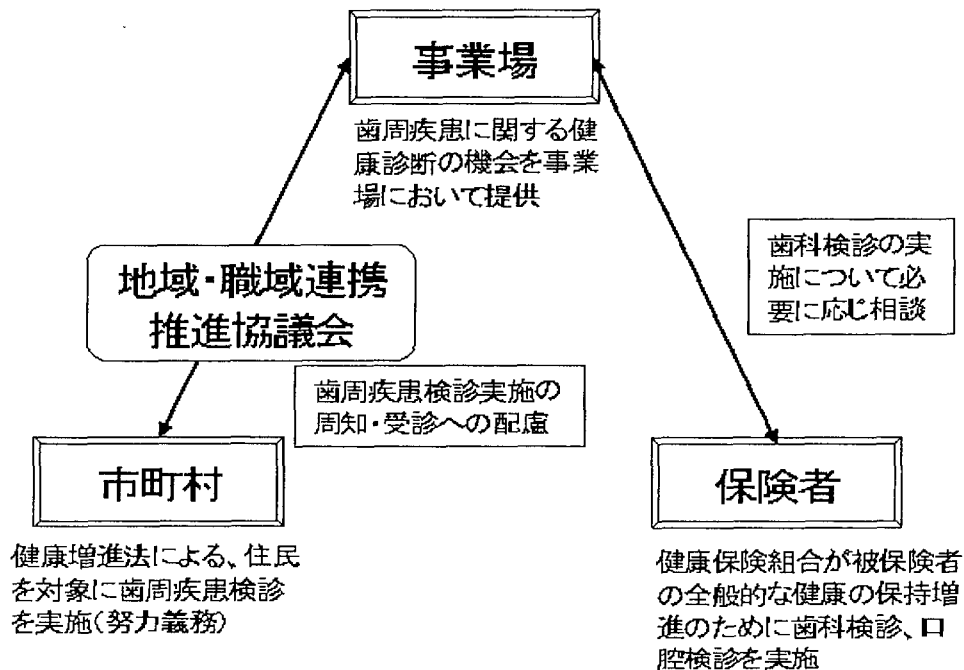
イ 課題

- ① 職域関係者のメンバーは労働行政関係者にとどまり、事業者の参加が少ないことが指摘されている。(具体的には、どこに声をかけてよいかわからない、事業者の情報が少ない。)
- ② 2次医療圏と労働基準監督署の管轄区域が異なるため、複数の2次医療圏協議会に労働基準監督署が参画をしなければならず、協力が得られにくいことが指摘されている。
- ③ 職域関係者との連携については、関係者の連携事業のメリット等について明確化されていないことから、都道府県や2次医療圏での具体的な連携事業の取組が進んでいないことが指摘されている。
(指摘内容は平成18年度地域・職域連携支援検討会報告書から抜粋)

<参考1>

- 歯周疾患 ～地域・職域を通じた検診機会の確保～

「歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について」平成20年5月30日基発第0530003号



●がん検診 ～がん検診事業の評価に関する委員会報告書より抜粋～

① 現状及び基本的な考え方

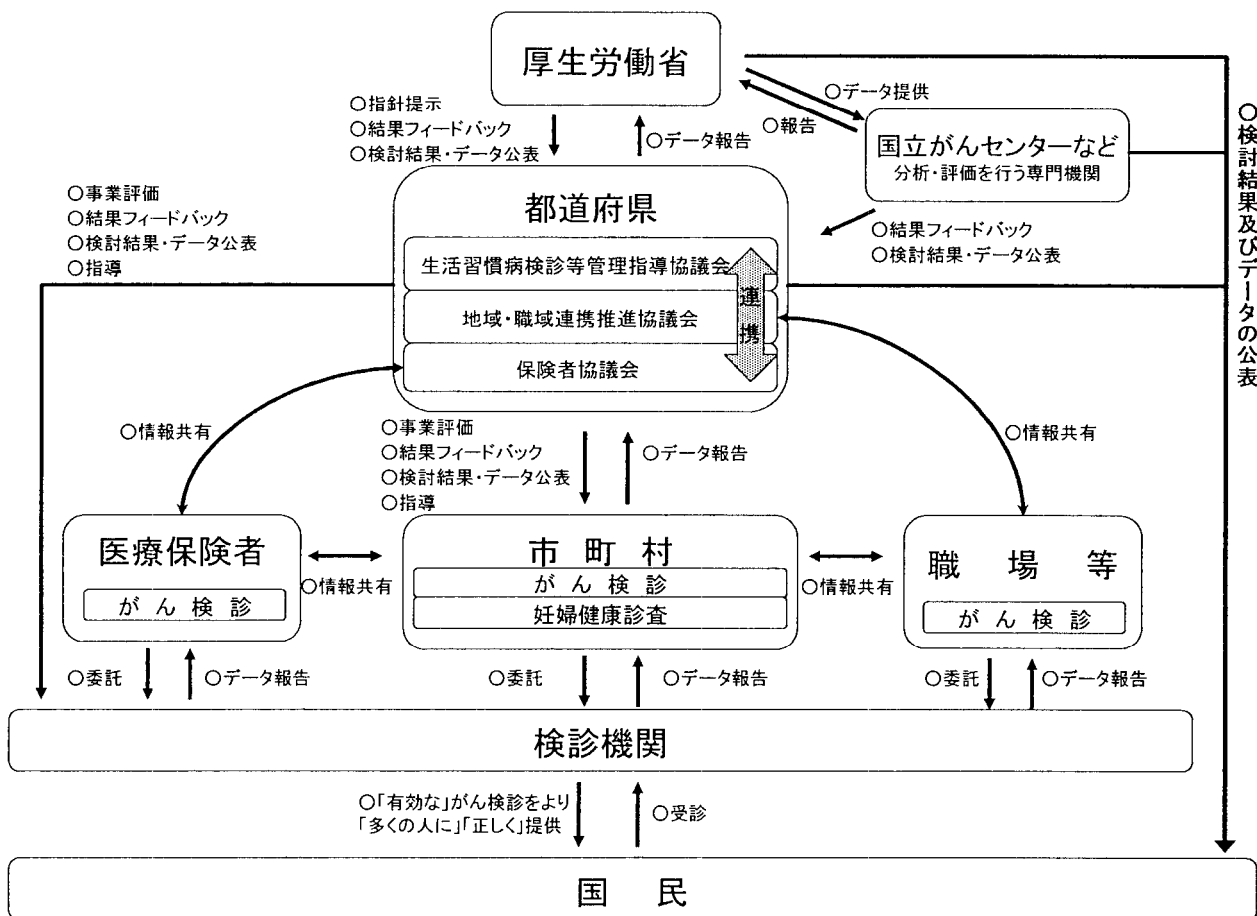
現在国民の受けているがん検診の約半数は職場におけるがん検診であり、特に比較的若年の男性（～ 50 歳代）においては、多くが職場においてがん検診を受けている。また、妊婦健康診査時にも子宮がん検診が実施されることがあり、これら職場におけるがん検診や妊婦健康診査において実施されているがん検診についても、精度管理及び事業評価を行うことが望まれる。

② 具体的な対応

具体的には、以下のような取組が考えられる。

- ・生活習慣病検診等管理指導協議会は、「地域・職域連携推進協議会」、「保険者協議会」及び母子保健担当部局との協力を得た上で、職場等における検査項目や受診者数等の把握を行う。
- ・都道府県や市町村は、がん検診実施機関毎の精度管理の状況について、企業、保険者及び母子保健担当部局等に情報提供を行う。

がん検診の精度管理・事業評価の流れ(全体像)



＜参考2＞

＜産業保健委員会答申（12ページ）＞

都道府県や二次医療圏に設置される地域・職域連携推進協議会には、小規模事業場の産業保健について熟知した者を含めて議論する必要がある。地域・職域連携推進協議会は、都道府県医師会産業医部会や産業保健推進センターが主導して推進する必要がある。

「地域産業保健センターにおける産業医登録数」
 及び「精神科医等のための産業保健研修会」
 (平成17年度～平成19年度)修了者の登録数の状況

都道府県	センター数	産業医登録数	精神科医等登録数	1センター当たり 産業医登録数	1センター当たり 精神科医等登録数
北海道	17	1,012	33	59.5	1.9
青森	6	298	11	49.7	1.8
岩手	7	429	21	61.3	3.0
宮城	6	751	30	125.2	5.0
秋田	6	268	15	44.7	2.5
山形	6	491	15	81.8	2.5
福島	8	607	41	75.9	5.1
茨城	9	556	11	61.8	1.2
栃木	8	426	16	53.3	2.0
群馬	8	516	30	64.5	3.8
埼玉	9	1,321	21	146.8	2.3
千葉	9	723	21	80.3	2.3
東京	18	2,704	66	150.2	3.7
神奈川	12	1,079	61	89.9	5.1
新潟	11	778	22	70.7	2.0
富山	4	267	24	66.8	6.0
石川	5	433	14	86.6	2.8
福井	4	302	12	75.5	3.0
山梨	4	63	4	15.8	1.0
長野	9	278	13	30.9	1.4
岐阜	7	799	8	114.1	1.1
静岡	8	839	33	104.9	4.1
愛知	14	1,409	32	100.6	2.3
三重	7	424	19	60.6	2.7
滋賀	4	261	18	65.3	4.5
京都	7	620	28	88.6	4.0
大阪	13	2,451	63	188.5	4.8
兵庫	11	1,562	39	142.0	3.5
奈良	4	318	17	79.5	4.3
和歌山	5	227	16	45.4	3.2
鳥取	3	348	11	116.0	3.7
島根	4	349	10	87.3	2.5
岡山	7	374	66	53.4	9.4
広島	9	1,014	36	112.7	4.0
山口	9	400	23	44.4	2.6
徳島	4	222	13	55.5	3.3
香川	5	438	27	87.6	5.4
愛媛	6	735	26	122.5	4.3
高知	4	246	5	61.5	1.3
福岡	12	1,752	31	146.0	2.6
佐賀	4	330	8	82.5	2.0
長崎	6	436	23	72.7	3.8
熊本	7	300	22	42.9	3.1
大分	5	435	7	87.0	1.4
宮崎	4	504	18	126.0	4.5
鹿児島	7	682	38	97.4	5.4
沖縄	5	265	13	53.0	2.6
合計	347	31,042	1,131	89.5	3.3

「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」
及び「精神科医等のための産業保健研修会」実施状況

(平成17年度～平成19年度合計)

過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会		精神科医等のための産業保健研修会		
都道府県	受講者数	都道府県	受講者数	承諾者数
北海道	359	北海道	49	33
青森	148	青森	14	11
岩手	250	岩手	29	21
宮城	240	宮城	42	30
秋田	171	秋田	17	15
山形	117	山形	21	15
福島	223	福島	70	41
茨城	140	茨城	17	11
栃木	127	栃木	19	16
群馬	172	群馬	38	30
埼玉	413	埼玉	37	21
千葉	180	千葉	28	21
東京	1176	東京	143	66
神奈川	441	神奈川	105	61
新潟	257	新潟	30	22
富山	146	富山	30	24
石川	88	石川	21	14
福井	103	福井	14	12
山梨	70	山梨	4	4
長野	155	長野	19	13
岐阜	204	岐阜	11	8
静岡	426	静岡	44	33
愛知	377	愛知	52	32
三重	123	三重	21	19
滋賀	152	滋賀	24	18
京都	238	京都	40	28
大阪③	1212	大阪	107	63
兵庫	365	兵庫	56	39
奈良	192	奈良	25	17
和歌山	143	和歌山	21	16
鳥取	142	鳥取	17	11
島根	107	島根	16	10
岡山	296	岡山	88	66
広島	238	広島	42	36
山口	197	山口	33	23
徳島	156	徳島	17	13
香川	123	香川	39	27
愛媛	277	愛媛	32	26
高知	62	高知	5	5
福岡	549	福岡	43	31
佐賀	90	佐賀	10	8
長崎	134	長崎	26	23
熊本	203	熊本	30	22
大分	101	大分	11	7
宮崎	134	宮崎	20	18
鹿児島	166	鹿児島	53	38
沖縄	77	沖縄	16	13
合計	11,460	合計	1,646	1,131

※「精神科医等の産業保健研修会」の「承諾者数」は個人情報第三者提供承諾者数を示す。

日本医師会認定産業医（平成2年度～）の状況

（平成20年5月現在）

都道府県	認定産業医数
北海道	3,041
青森	701
岩手	908
宮城	1,419
秋田	717
山形	750
福島	1,151
茨城	1,228
栃木	1,585
群馬	1,237
埼玉	2,601
千葉	2,128
東京	10,521
神奈川	3,558
新潟	1,164
富山	680
石川	766
福井	461
山梨	387
長野	1,381
岐阜	1,163
静岡	1,711
愛知	4,250
三重	999
滋賀	711
京都	1,466
大阪	6,252
兵庫	3,040
奈良	622
和歌山	686
鳥取	481
島根	510
岡山	1,253
広島	1,837
山口	1,064
徳島	630
香川	746
愛媛	985
高知	449
福岡	3,452
佐賀	511
長崎	863
熊本	1,060
大分	697
宮崎	792
鹿児島	1,140
沖縄	556
合計	74,310